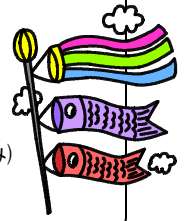


支援部だより

(文責：佐藤ひろみ)



今年の本校の桜は、暴風にも負けず咲き続け、長く花を楽しむことができました。そして小学部校舎の方からはキジの鳴き声も聞こえ、自然豊かな環境にあることを実感しています。

さて、新学期も1ヶ月になるうとしています。徐々に新しい環境に慣れてきたでしょうか？変化するのは世の常で成長のためのワンステップではありますが、その適応は子どもにとっても大人にとっても大変です。

上手に気分転換しながら、「ぼちぼちいこか」と心にゆとりをもって乗り切りたいものですね。

支援部について

支援部の役割はその名のとおり、「支援する」こと。お子さんや保護者の方、先生方の困っていることを、聞いて、一緒に考えて、解決のお手伝いをするのが、主な活動内容です。必要な場合は、校内の各部署や校外の支援機関と連携して、課題の解決を計ります。

また、特別支援に関して、地域のセンター的役割も果たしています。

お子さんのことで何か困っていることはありませんか？

保護者の方だけで問題を解決することが難しいと思った場合は、遠慮なく連絡してください。

また、地域や友人などで、お子さんの障害や特性などに関して心配をお持ちの方がいましたら、本校の「ひだまり相談」(HP参照)を教えてください。

今年度の 特別支援教育コーディネーター を紹介します



遠藤 彰 (小学部副主事)

鈴木 道子 (小学部副主事)

吉岡 清子 (中学部副主事)

遠藤 穰 (高等部1学年主任)

岡田 恵美子 (高等部2学年主任)

板垣 由香 (高等部3学年主任)

佐藤 ひろみ (支援部長)

よろしくお願ひします。
お気軽にお声かけ
ください!

困っていること、悩んでいること、分かってほしいこと、人に伝えたいことなど、まずは遠慮なくお話しください。人に話しただけでも自分で整理できる悩みもあります。また、必要に応じたコーディネート、チーム対応をしていきます。

居住地校学習について

宮城県の「居住地校学習推進事業」の一環として行われています。

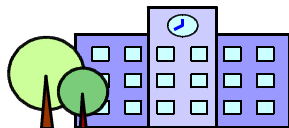
本校の小中学部の児童生徒が、居住地にある学校での学習活動に参加、地域での生活体験を広げるとともに、地域における特別支援教育に関する理解を深めることをねらいに行われています。

今年度は4月末現在、小学部21名、中学部6名、計27名の児童生徒が参加を予定しています。6月以降に学習が始まりますので、今後学習の様子等をお知らせしていきたいと思ひます。



まだまだ参加者募集中!

学校見学会



特別支援教育および本校の教育活動について理解を深めていただくことをねらいとし、本校への進学を考えている方や地域、施設職員の方等を対象に、年間8回の見学会を予定しています。例年高等部見学の希望が多く1回につき100名を超える人数になることがありましたので、今年度は高等部見学を3回に増やし、1回の上限を70名としました。

本校について知っていただきたい方が身近にいらっしゃったら、お声掛けください。なお、特定の児童生徒の参観はできませんので御了承ください。

(HPの「校務部・学習部」にも案内と申込用紙を載せています。)

小学部6年生、中学部3年生の保護者の方にも、後日案内を配付しますので、申し込みをよろしくお願いします。

なお、支援学校の長所の一つは、小中高一貫校であることです。在学中の保護者の方は、日常的に他学部の様子もご覧いただければと思います。

小学部見学	6月 8日 (木)	9月 6日 (水)	・・・主に未就学児対象
中学部見学	6月19日 (月)	7月13日 (木)	・・・主に小学生対象
高等部見学	6月16日 (金)	7月 5日 (水)	9月12日 (火)
			・・・主に中学生対象
全学部見学	6月12日 (月)	・・・	地域の方・施設職員の方対象

外部専門家について

外部から専門家をお招きし、教員の指導の様子を見ていただいたり、アドバイスをいただいたりする「外部専門家活用事業」が継続して実施されることになりました。

本校には、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)、スクールカウンセラー (SC) の各先生においでいただくことになっています。5月に打ち合わせを持ち、実施は6月からになります。

6月の初めには、STさん、OTさんを講師にお迎えし、教職員向けの摂食指導研修会を実施することにもなっています。

また、スクールカウンセラーについて、昨年同様、保護者の皆様にもご利用いただけます。

今のところ来校日は、6月26日 (月)、7月3日 (月)となっております。近づきましたら、詳細をお知らせしますので、御希望な方は予定に入れておいてください。



昨年度「障害者差別解消法 (正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が施行されました。それを受けて障害のある方々への「合理的配慮」の提供が求められています。障害のある方が個別に必要な配慮を求めたときに、負担になりすぎない範囲で、その人に合った工夫ややり方などの配慮を行うことを言います。

大切なのは、本人や保護者と支援する側とがじっくり話しして、その対応について一緒に考え合意形成を図っていくことです。5月には個人面談があります。担任と支援の仕方について話し合うことが合理的配慮の第一歩になります。

情報コーナーの紹介

放課後等デイサービス事業所や各種事業所のパンフレット、研修会の案内など、本校・小学部とも、昇降口脇に置いてあります。

学校にいらっしゃる際に見ただき、複数枚あるものは、御自由にお持ちいただけます。

どうぞ、活用ください。